

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のおとり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 25 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 9 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区東雲二丁目1890番地, 1889番地

建物の名称 シャンボール東雲

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東雲二丁目1890番の99

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 39.63平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1890番

地 目 宅地

地 積 833.00平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1889番

地 目 宅地

地 積 383.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44万5736分の3963



物 件 明 細 書

令和 7年 7月10日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区東雲二丁目1890番地, 1889番地

建物の名称 シャンボール東雲

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東雲二丁目1890番の99

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 1階部分 39.63平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1890番

地 目 宅地

地 積 833.00平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1889番

地 目 宅地

地 積 383.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44万5736分の3963



令和 7年(ケ)第 57号
令和 7年 5月 9日受理
令和 7年 6月30日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 広島市南区東雲二丁目 1890 番地, 1889 番地

建物の名称 シャンボール東雲

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東雲二丁目 1890 番の 99

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 階部分 39.63 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目 1890 番

地 目 宅地

地 積 833.00 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 広島市南区東雲二丁目 1889 番

地 目 宅地

地 積 383.00 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 44 万 5736 分の 3963



不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	広島市南区東雲二丁目13番12-116号	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 以下のとおり 管理費 7500円 修繕積立金 4400円 円 円 円	令和7年4月30日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計230,555円 (内遅延損害金 40,155円) ☐ 不明
管理費等照会先	株式会社合人社計画研究所	
その他の事項		
敷地権	符号1、2	
現況地目	☒ 宅地 (符号1、2) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1、2) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■債権者会社社員	(以下は、令和7年5月16日に電話で聴取した。) 1 当社が申し立てている担保不動産競売事件のマンションの対象となる部屋番号は、「116号室」で間違いありません。
■A (所有者の婚約者)	(以下は、令和7年6月25日に聴取した。) 1 私は、債務者兼所有者の婚約者です。所有者は、仕事のため、私が立会を行います。 2 ここに、所有者Bが住んでいることは間違いありません。 3 所有者は、リフォームされた物を購入しており、現在も不具合箇所はありません。 以 上

執 行 官 の 意 見
■ 1 本件マンション敷地は、南側の市道（南3区171号線）に接している。 2 物件1の建物は、家屋番号に対応する部屋番号が存在しておらず、また、法務局備え付けのマンション検索簿により、該当する部屋の特定を試みたが、「不明」となっており、債権者に対象物件の確認を行った。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月12日（月） 13：55－14：05	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年5月14日（水）	当庁	滞納管理費等の照会書発送（切手220円分使用）
令和7年5月15日（木） 9：00－9：05	広島法務局	公図等の交付申請（法務局の都合により申請のみ） マンション検索簿閲覧
令和7年5月16日（金） 14：40－14：45	当庁	対象物件部屋番号確認（債権者から電話で聴取）
令和7年5月19日（月） 8：30－8：35	中央市税事務所	間取図面の交付申請 （保管なし）
令和7年5月19日（月） 13：16－13：18	広島法務局	公図等の受領
令和7年5月29日（木）	当庁	貸借関係の照会書発送（切手220円分使用）
令和7年6月25日（水） 11：50－12：00	物件所在地	立入調査 写真撮影

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

縮小(A3→A4)



請求部	所在	広島市南区東雲二丁目				地番	1890番			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：昭和49年5月23日

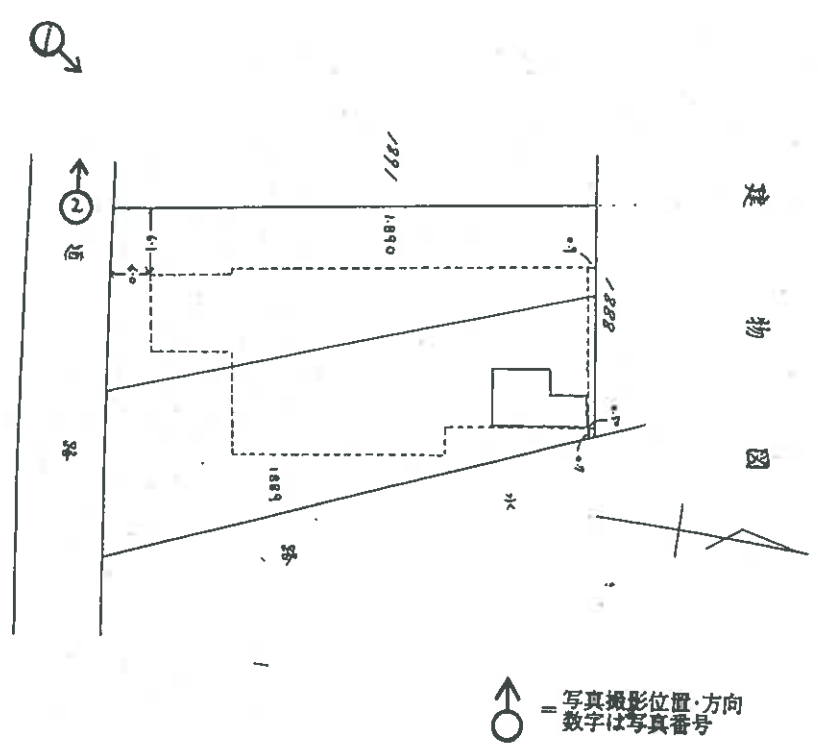
344094

家屋番号 東条 2丁目 1890番の99

建築物の所在 広島市東条2丁目1890番地、1889番地

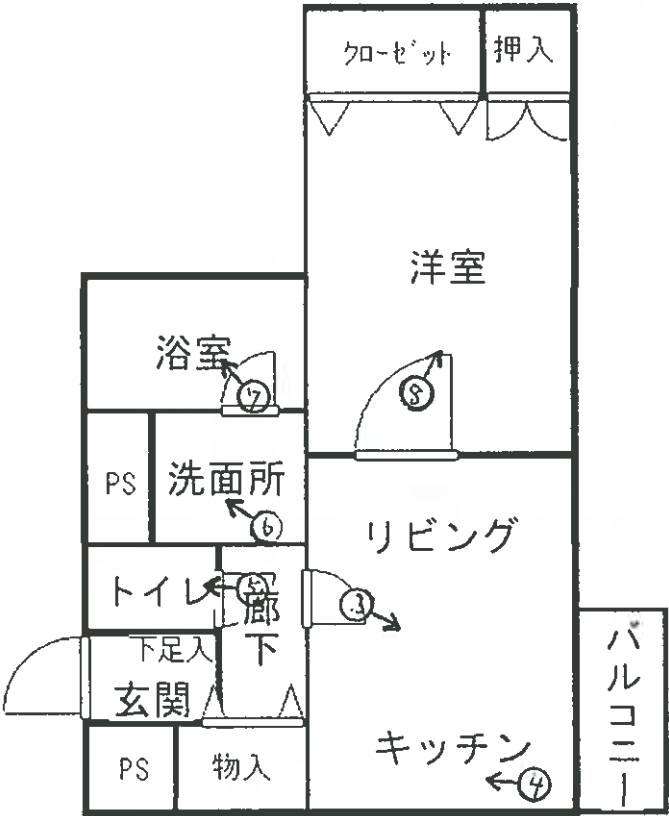
建築物の13部分 / 階

建築物図



建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第57号



1 階

↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号



写真①



写真②



接道

写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



令和 7 年(ケ) 第 57 号
令和 7 年 6 月 25 日 現地調査
令和 7 年 7 月 2 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

丸本 創史

第1 評価額

番号	評 価 額
物件1	金 3,882,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 地 広島市南区東雲二丁目1890番地、1889番地 建物の名称 シャンボール東雲 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 東雲二丁目1890番の99 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 1階部分 39.63㎡ (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1890番 地 目 宅地 地 積 833.00㎡ 土地の符号 2 所在及び地番 広島市南区東雲二丁目1889番 地 目 宅地 地 積 383.00㎡ (敷地権の表示) 土地の符号 1・2 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 445,736 分の 3,963		同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「広島」駅の南東方・直線距離 約2.5 k m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅やマンション、事業所等が建ち並ぶ川沿いの混在地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% なし 景観計画重点地区(リバーフロント地区) 宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域
画 地 条 件	規模 1,216.00 m ² (符号1・2)	間口 約 33 m (南東側) 奥行 約 45 m 形状 ほぼ台形 接面状況 角地 その他 地勢：平坦地
接面道路の状況	南東側 約 8 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 北東側 約 2.7 m 舗装 里道 高低差 ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は対象物件を含む一棟の建物「シヤンボール東雲」が存する。 隣地は事業所・駐車場・一般住宅等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上 水 道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・L P G等はこれに含まれない。	
	公共下水 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	北東側道路は、要綱管理里道(南3区33号里道)である。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	シャンボール東雲
建物の用途	共同住宅 (総戸数 111戸)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載): 昭和 49 年 2 月 15 日 新築 経過年数: 約 51 年 経済的残存耐用年数: 約 9 年
構造	鉄筋コンクリート造 8階建
仕様	屋根: 陸屋根 外壁: タイル貼り、吹付タイル等 その他: ー
設備等	エレベーター: 有 (2基 6人乗り) 駐車場: 敷地内 (6台) その他: ー
建物の品等	使用資材 やや劣る 施工 やや劣る
管理の形態等	管理組合: 有 名称: シャンボール東雲管理組合 法人格 なし 管理方式: 委託管理 管理会社: 株式会社合人社計画研究所 管理形態: 管理人 有 管理人室 有 管理状況 日勤: 月～金 (9:00～18:00)
管理の状況	普通
特記事項	・共用部の内装及び外装修繕については2023年1月前後に掛けて適宜行われた模様である(受水槽内防水工事、揚水ポンプ配管補修、非常灯修繕等)。なお、今後の大規模修繕については未定。 ・昭和56(1981)年6月以前の建築であり、旧耐震基準による建物であるほか、アスベスト含有吹付材等の使用リスクも全くないとは言えない。アスベスト使用の有無の判断については、専門機関などの調査を要する。 ・既存不適格建築物(建蔽率・容積率)となっているため、再築時には留意が必要である。

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
位 置	1 階 (116号室) 主要開口部の方位：添付建物間取図のとおり
床 面 積	39.63 m ² (登記面積)
間 取 り	1LDK (添付建物間取図のとおり)
仕 様	天 井：ビニールクロス貼等 床 : フローリング、シート貼り等 内 壁：ビニールクロス貼等 設 備：電気・給排水・衛生等 その他：-
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管 理 費： 7,500 円 (月額) 修繕積立金： 4,400 円 (月額) 駐車場使用料： 0 円 (月額) 水道料金： 使用量による 駐輪場使用料： - 円 (月額) 滞 納 額： 有 令和6年2月分～令和7年5月分まで 230,555円 (内損害金 40,155円)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	リフォーム済み物件を購入したとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

(1) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
300,000	39.63	0.24	2,853,000

ア 再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする。

イ 専有面積： 登記面積による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
51 年	9 年	60 年

残価率	観察減価
10 %	0 %

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \\ &\times (100\% - \text{観察減価}) = 0.24 \end{aligned}$$

(2) 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
203,000	0.95	1,216.00	0.90	0.008891	1,876,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員8m舗装市道に略等高接面する地積約500㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島南5-5）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
257,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{128}$	203,000

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：（土地の符号1・2）

角地	1.02
リバーサイド	1.03
規模	0.90
相乗積	0.95

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：

a	b	a ÷ b = c	権利割合(d)	オ(c × d)
3,963	445,736	0.0088909	1.00	0.008891

(3) 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格(円)	敷地権価格(円)	価格補正	個別格差	占有減価修正	積算価格(円)
ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
2,853,000	1,876,000	1.20	0.95	1.00	5,391,000

ウ 価格補正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差（階層・位置・品等程度） ※標準階4階。
*中住戸

階層別格差	0.95
位置別格差	1.00
タイプ別格差	1.00
その他格差	1.00
相乗積	0.95

オ 占有減価修正： 必要なし。

2 評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格(円) ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
5,391,000	1.00	0.80	0.90	3,882,000

イ 市場性修正 : 必要なし。

ウ 競売市場修正 : 第2 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価 : 代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を減価前の価格で除した割合として控除する。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（広島南5-5）

所 在 : 広島市南区東雲2丁目1016番1「東雲2-7-17」
価 格 : 257,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「広島」駅 南東方 道路距離 約2,600mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 356㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 南西側9.0m市道
用途指定等 : 近隣商業地域（建蔽率80%、容積率200%）、準防火地域
地 域 の 概 要 : 中低層の店舗兼住宅の多い近隣商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

建物 1,766,721 円（1㎡当たり 32,729 円）、課税床面積（計）53.98 ㎡
※ 課税床面積と登記面積に差異がある。

土地

符号1 96,441,408 円（1㎡当たり 115,776 円）、課税地積 833.00 ㎡
符号2 44,342,208 円（1㎡当たり 115,776 円）、課税地積 383.00 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

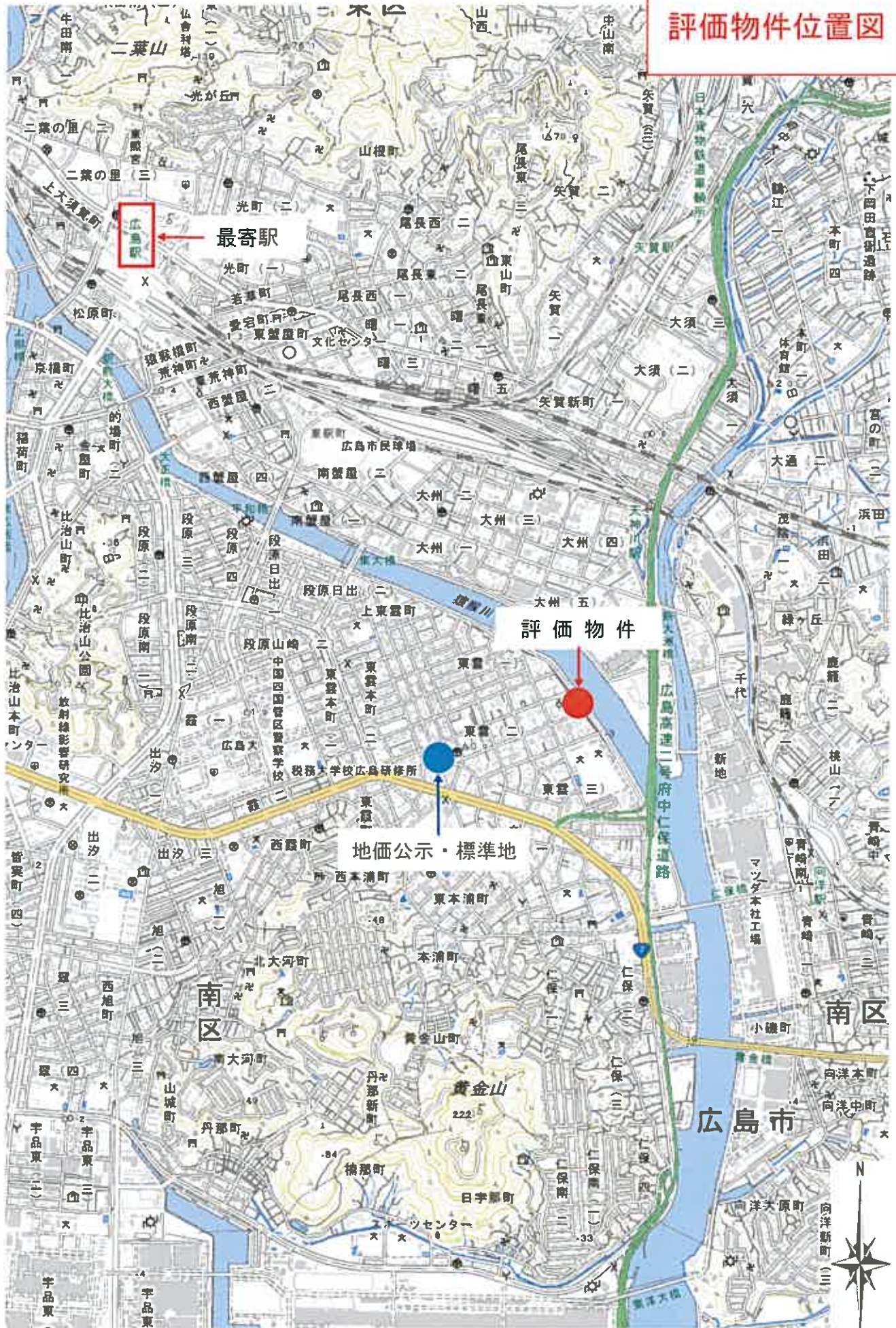
- 1 受命物件の位置図（国土地理院「地理院タイル」縮尺1/10,000、縮尺1/20,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上

評価物件位置図

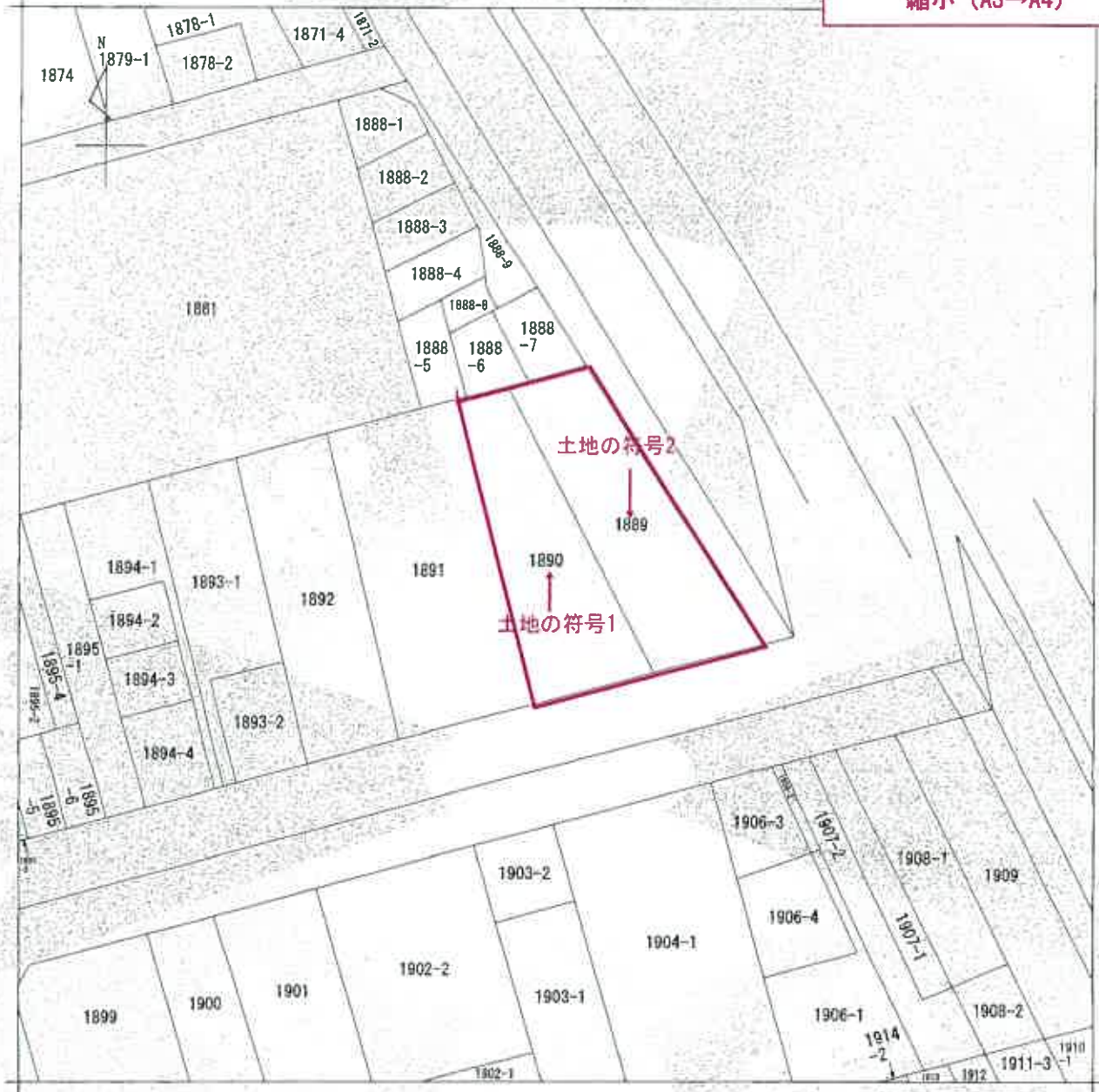


評価物件位置図



公図写し

縮小 (A3→A4)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在地 広島市南区東豊二丁目				地番 1890番			
出力 冊数	1/600	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)			補記 事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月2日
広島法務局

請求番号：40-5
(1/1)

登記官



縮小 (A3→A4)

49.5.23

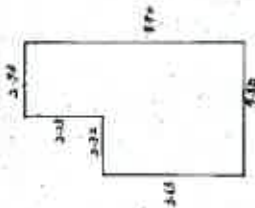
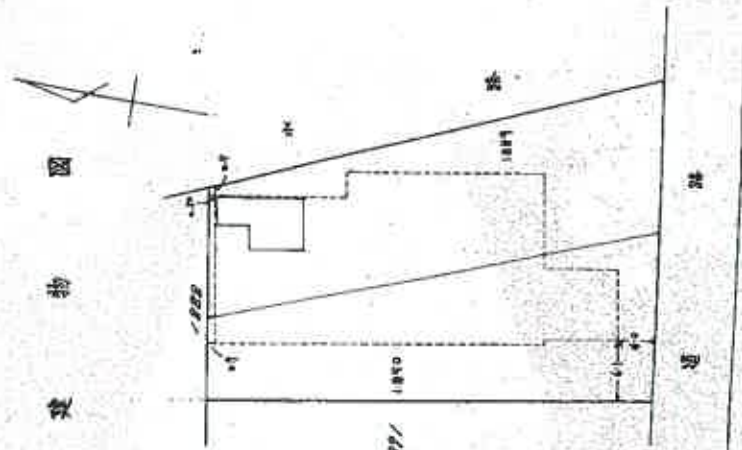
400176

東學之丁巳 1890 年の 99

産物の所在 大倉市東栗之下 1890 畝地 1889 畝地

建筑物内部结构 / 图

各能平西國


$$\begin{aligned} 2.99 & \times 8.92 = 26.622 \\ 2.32 & \times 5.45 = 12.644 \\ \hline & 39.266 \end{aligned}$$

昭和47年之月15日	作製年 月 日
作製者	申請人

(廣東土產展覽會用紙)

雄 尺	1 / 200	1 / 200
-----	---------	---------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月2日 広島法務局

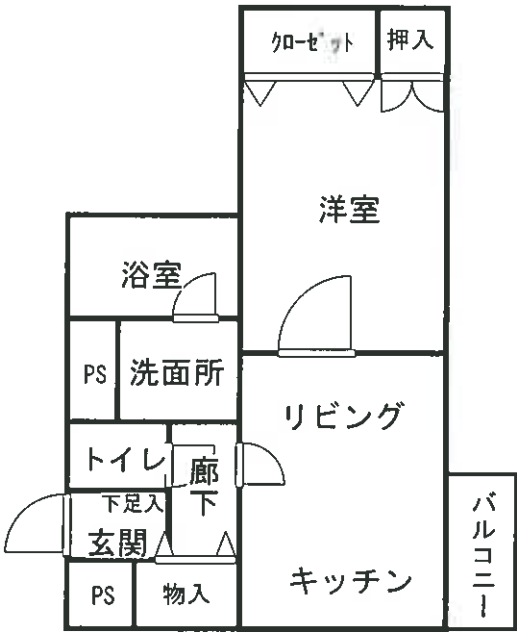
令和7年4月2日 広島法務局

附錄二

請求番号：40-6

建物間取図（見取図）

令和7年（ケ）第57号



1階

